



所得税の確定申告 市・県民税の確定申告 2月16日から 3月15日まで

正しい申告を
お早めに...

今年も税金の申告時期になりました。

所得税の確定申告、市・県民税の申告は、2月16日から受付けますが、贈与税の申告と納税は2月1日から受付けています。申告期限はいずれも3月15日です。期限が近づくと窓口が混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。

この申告によって、所得税は昭和62年分の税金が確定し、また、市・県民税は昭和63年度の税金を計算する重要な申告です。

期限内に正しい申告をしましょう。

所得 税

申告が必要な人

◇一般の人

・商業、製造業、医業、農業、漁業などを営んでいる人。

・配当、地代、家賃、譲渡などの所得のある人。

昭和62年中の各種の所得の

合計額が、基礎控除(33万)

配偶者控除(38万円) 扶養控

除(一人当り33万円)などの

控除の合計額を超える人は、

必ず申告しなければなりません。

なお、昨年新しく開業さ

れた人や昨年まで申告義務の

なかった人は、左記の絵を参

考にしてください。

◇サラリーマン

サラリーマン(給与所得者)

申告が必要な人

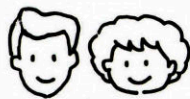
62年分の所得金額が下図の額を超える場合

独身者



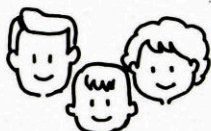
所得 33万円

夫婦だけ



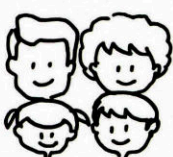
所得82万2千5百円

夫婦子供1人



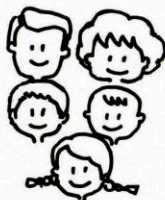
所得115万2千5百円

夫婦子供2人



所得148万2千5百円

夫婦子供3人



所得181万2千5百円

【所得税の確定申告の相談日】

月 日	時 間	会 場
2月16日(火) 3月15日(火)	9時～16時	長門税務署
2月18日(木)	9時～16時	通 公 民 館
2月26日(金)	9時～16時	俵 山 農 協
3月4日(金)	9時～16時	湊 漁 協

※土曜日は9時～11時30分まで

確定申告をすると 所得税が還付 される場合

2、医療費控除の適用
を受ける場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

1、雑損控除の適用 を受ける場合



地震、火災、風水害などの災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合には、次の1と2によって計算した金額のうち、いずれか多い方の金額が雑損控除として所得金額から控除されます。

1、損害額 所得金額の10%

2、損害額のうち災害関連支出の金額 5万円

確定申告を行うときは、被害を受けた住宅や家財の損害額の明細書や災害等に関連してやむをえない支出をした金額についての領収書を添付してください。

2、医療費控除の適用 を受ける場合



病气やけがなどで多額な医療費を支払った場合は、医療費控除として次の算式によって計算した金額が所得金額から控除されます。

昭和62年中に支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる金額＝負担した医療費……………A

5万円又はその年中の所得金額の合計額の5%のいずれか少ない方の金額……………B

A－B＝医療費控除額(最高2百万円)

昭和62年分の医療費控除の対象となる医療費は、同年中に現実に支払ったものに限り、したがって、未払いとなつて医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります。

医療費控除を受ける場合は、医師などの領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示しなければならぬことになっていま